慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	徴利論に関する一考察（二、完）
Sub Title	
Author	打村, 鉱三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.2 (1923. 2) ,p.274(116)- 283(125)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230201-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一六五八―九年　一六八六―八年
一六六四―七年　一六九六―七年
一六七二―四年　一七二〇年

而して彼は恐慌の原因を「先見を欠けるものの」(the unforeseen) の同時に存在せることに歸する。將來を豫見するは事業に從事するものの任務にして、事業家の大多數の豫見の謬れる時恐慌は生ず。誤算の原因は主として判斷する人或は判斷せらるる事實の孰れかに存する。豫見し得ざる事が、若し充分重要ならんには、當然恐慌を生せしむ。(ibid., p. 469) 而も此時代前半の恐慌の說明として、將來を正確に判斷するを誤れるを主要因とする時に於て其當時、時事の事項に關する報道が極めて遲く、其存在する僅の報道も少なる範圍に知られたるに過ぎざるを記憶すべきである。又誤算は偶然事にあらずして、主として豫見を誤れる人の精神の修練に歸すべきである。恐慌は又、將來の判斷に關係なしと見られし現象に突如遭遇せるよりも生じ得る。而して、一七二〇年までの恐慌を檢する時は、豫見を定むる主觀的要素が判斷せらるべき現象の客觀的要素と協同する點に於て兩者の合致は存するも、此の時代に於ては穀物不作、疫癘、戰爭による商業の杜絕、惡政による信用への急激なる打擊等の客觀的方面の優れるを見るのである。(ibid., p. 471)

而して、以上其要を述べたるスコットの觀察は前にも示せる如く、彼の廣汎にして精細なる研究の結果に出づるものにして、近世初期の英國株式會社に對する最も傾聽に値すべき所論なりと筆者は確く信ずるものである。（終）

徵利論に關する一考察（二、完）

打村鑛三

（八）

一科の學としての經濟學がその研究對象の一である利子概念の究明確立に努めるのは當然のことであつてこゝに幾多の利子學說は生じ來たるわけである。この場合これ等の諸說の何れもが直接利子に對して善惡の價値判斷を下すとのないのは勿論の道理であるが、然も利子を生み來り利子が生む諸般の現象に關して、「利子とは果して何ぞや」の科學的究明の直後に、果してこは許さるべきや、許さるべからざるやの倫理的疑問が横つて居ても差支あるまい。けれども現經濟組織を是認しこれより出發して猶ほ利子の否定を結論しやうとするものがあれば、それは全く無意味であり無力であらねばならぬ。何とならば、一次元の經濟生活が二次元の經濟生活に移れば必然的に利子は發生して來なくてはなるまい(29)利子を是非とも否定し去らうと劃てるならば、先づこの二次元の經濟生活を何等かの方法で一次の式に消去變化せしめねばならぬ。この運算が成功した曉に、はじめて利子は必然的に消滅するであらう。これがやがては古代中世的利子論の屏息した理由である。

（註二九　福田教授改訂經濟學研究前編四四一頁以下參照

歷史的に人類生活の或部分に劃してその前後に從つて一を自足經濟他を營利經濟と做すが如きの謬りであることは勿論である。けれども人がある欲望よりして行爲を起しその欲望の滿足を以て萬事を終つた所謂要額充當の經濟或は自足經濟の時代と、常にたゞ益々向上せんとし增殖せんとして足ることなく厭くことなき營利主義の時代とは、全くその事情を異にしてゐると云はねばならぬ。前者の時代にあつては、もし欲望を充足して猶餘りがあれば之を貯蓄することは生ずるであらうが、唯夫れ丈けである、これを以て永久所得の源泉たらしむることは全く不可

能であらねばならぬ。然るに後者の時代にあつては人は安全なる投資を求むる勞働を除くの外何等の人格的勞働なくして或種の所得を得ることが可能である。この然れる原因は實に私有財產制度及び交易の自由就中私有財產制度の確立である。即ち人類の經濟的發達が幼稚な時代にあつて財を得るの方法は唯一の生產より外にはない。然るにこれが漸く發達するに及んではこゝにまた一つ、交換の方法が存在することになる。然してその要具として貨幣が發明せられその用が漸く普及せらるゝや世界は全く變化する。貨幣は凡ての財を代表し、これに對する欲望は凡ての欲望に先だつのである。そうなると貨幣は最早單なる交換の要具では無くなるのである。「富」そのものゝ象徵となる。けれども富と資本とは同一でない。この富に資本たるの性質を附與するものは他に存在する。即ち人の意思之である。

資本とは何ぞやの問題に就て今茲に余の立場を論じて居る暇はない。然しながら資本とは元來元手である。Capitals pars deviti である。貨幣所得を期待する富の基本である。而も人がある收入を期待するといふことは各人の分有がなくては決して存せぬであらう。この目的の爲に自由に富を所理することを許す私有財產制度なるものが確立して、營利の主義が經濟行爲の原則たるところに資本は存在し利息は必然的に生ずるのである。

斯の如くして資本の存在を現在の社會に否定するものは無く、從つて利子の存在は自然に許さるべきである。Arnord が中世教會の利子禁止說を目して「當時に於ける經濟狀態の法律的表現なり、そは未だ貨幣が資本の特質を帶びざりしを示す」(Arnord, Zur Geschichte des Eigentums S. 29) と云つたのは禁止說の歷史的斷定としては之に參することを躊躇するが、その所言の暗示的效果に到つては甚だ讚ふべきものがある。貨幣が資本の特質を帶ぶるといふことは、必然的に利子を生ずるといふことである。たとへそれが古代中世であつたにもせよ、資本が既に在る所に於ては、尠くともその部分だけでも利子は授受せられて何ものもこれを如何とも爲し得ない。私有財產の發達によつて出來た資本の機能はこの確立に依つて完全に働く。この現實に働く歷史的法律的事實を理論で抑へやうとしたとても無理である。「利息の罪惡性に關連するバチカンの霹靂や宗教的空氣の中に雄叫ぶ暴風雨にもかゝはらず、利息授受の實踐は猶太人間と同樣基督教徒の中にあつても盛行したのである。教會の宗教的破門も諸侯の現世的所罰も等しく人間がその本然 (Natural instincts) を追ふことを阻むには無力であつた。(MacLeod, The History of Economics, 1896. p. 466) と稱せらるゝのも當然である。(30) 斯くして教會の禁止令がその當時に於ても實效なく遂に全くその勢を失つたのは寧ろ自然である。

(註三〇) この點に於ける教會禁止令は實に教會の教理教條から形式的且抽象的に演繹せられたる論理的斷案を以て唯一絕對の規範なりとして、それが實際の具體的事實に適當なりや否やは自から別箇の問題であつたのである。Endemann は「利子禁止論の壞滅はそれが道德律と法律とを混淆した事に起因する」と稱し利子自由論の勝利を以て近世法學の基調を示すものであると論じて居る。Endemann Studien, Bd I. S. 69)

（九）

然らば教會的利子論はもはや一顧に價せぬ、もしも議論の對象とするならば、その惡影響その無力を云々し得べき以上に價値なき單なる宗教的僻見であつたであらうか。否、これの影響の善惡は後の論としても、兎も角も實際生活と

ある交渉があつたと同時に、之が經濟學說變遷の上に大なる影響を有して居つたといふことを大切に考えるのみならず、猶それ以上に少しく考ふるところがあるのである。

福音書に偶々見らるゝ利息授受に關係ある文書は(31)徵頭徹尾宗教的教訓である。決して利息そのものを直接に問題にして居るのではない。否徵利の如きはじめから問題とせられぬところのものである。啻に徵利行爲のみならず浮世一朝の榮華現世的欲望の滿足はすべて天國を志すものゝ障礙である。況んや基督教の一切平等主義、世界同胞主義の下にあつては畢竟「我がもの」「彼のもの」の區別の存在し得やう道理とては無い。兄弟の足らざるを補つて報を求むべき道理とてはない、而して斯くの如き教理を持する教團が偶々俗世の支配權を得た曉に利子授受といふ社會的法律的事實の批判に對して執るべき態度は知るべきである。教會の利息禁止論は實に利子に對する僧侶の僧侶的批評であつて、その禁止令はこの感情の實際的示現に過ぎぬ。而してこれに强制力を賦與したものは當時に於ける教會の對世間的優越であつたといふだけのことである。勿論この俗世間支配の權が漸く擴大されて行くに從つて教會の態度が漸く政治的色彩を加えて統治者としての考慮政策をめぐらすに到ることは如何にも考え得らるゝことではあるが、然もその根本を爲すものは猶宗教的感情である。(32)この點に於て中世基督教會利子禁止運動は希臘、羅馬のそれの經世的政策的なるとその本質を異にして居るのである。されば十一世紀以降羅馬法學研究の勃興に對して教法學者が奮起した理由も「當時未だ共同所有若しくは共同使用の慣習を脱する域に達せざりし西歐チュートン民族間に於てローマ法の個人主義は弊害を伴ふ事なきを得ないので教會はこの新傾向に對向して基督の教義を經濟問題に適用しやうとした」と做して、これに社會政策的原因を與ふるよりも余は寧ろ之は教會の主權に對する教權の確保運動、要するに神の優越を主張せんとする意圖にはじまると考えるのである。(33)然り而して禁止令は發布せられ、此點に於てそは實際と齟齬し、遂に失敗に終つたのである。そこで彼等もこの實情を見て漸次に例外的許容から始めて利子自由の方向へ一歩一歩と近いて行つたのであるが、これは必しも自己欺瞞でも亦僞善でもない。教會法が利子徵收是認の方に傾いたのは正に俗世を支配するある一つの法が社會の實情につれて變化したに過ぎぬ。そして斯くあるべきは法の正當なる進歩である。而て然も猶禁止令の根原をなすところのものは萬古愈らないのである。トマス・アキナスの Methord を借りて云ふならば、これは Civitus terena に行はれる lex humana の改更である。教會が採つた對俗界の方便法である斯令が、その對象の變化につれて變化するは既述の如く法の行くべき正當なる道である。然も彼等の批判原理たるべき lex divina に到りては些の變化もないのである。

（註三一）馬太傳十九章十六節以下、馬太傳六章二十四節以下其他の如き例は皆決して直接に社會事實なる徵利行爲の直接の批評ではない、宗教的教戒である。

（註三二）Ashley, op. cit., pt. 1 p. 127

（註三三）「吾等は人間（帝王）に服從するよりも、寧ろ神に服從すべである。玆に國家の法に勝りたるより高き法がある。政治的或は私法的社會秩序に超えたる秩序がある。……教會がその信徒に課する法は彼等自身の選擇によるものであつて希臘羅馬の古き制度或は傳習的道德よりの助に依ることなしと信ぜられたものである。」（Boner, op cit., p. 51 f.）

（一〇）

成程利子は是認せられる樣になつた。Cunn-

ingham は云ふ「基督教道德論者に依つて考え出され形式付けられた此格言（利子徵收否認の）は最早實社會の指針として用ひられ難くなつた。こは實に資本形成の結果によるのであつた。」「現代に於ける社會の非基督教的色彩に向つての叫は十五世紀以來漸次進み來つた運動の大なる反抗であつた。資本の力が齎らされたこの方といふものは、社會は全く改造されたのであつて最早古き道德は適要せられない。感情は殘つた。然し單なる感情であつて通常實務に於ける確固たる指針として、何れが正しく、何れが罪ならずとも猶正しからざるかを定むるが如き顯著なる效果は存在しなかつた」と。（Cunningham, Grouth., vol. I. p. 558 ff.）卓論である。けれども Cunningham が單に感情なりといふものを余は單に感情なりとして觀過出來ないのである。吾人の心奥に生くる感情の言葉の如何に大なる意義を有すべきぞ。經濟學的に徵利否認論の不成立を是認する我々はまた、心奥に洵らざるこの感情を決して見逃しはしないのである。徵利否認論がその當時に於てその當時相當の價値を有したは勿論、(34)現今に於ても所謂「感情」として殘り、形を變じて生くる斯論の本體を深く考えなければならない。

（註三四）教會禁止令本來の性質とは別箇に、當時に於ける教會の勢力が偉大であつただけにその實際社會に及した影響は（假令教會が期待した結果は得られなかつたにせよ）甚だ大であつたと云はねばならぬ。これを善なりと做すもの惡なりと做すもの、學者の間に議論があるが、Cunningham は「その、それと同時に存在した諸般の制度との相對的價値即ち當時の事情に對する彼等の價値を見逃すが如き非史學的斷定に對しては以下數語の反對を表明する以上に爲すことを要しない。即ち中世的事物に對する現代的輕蔑に向つての辨疏は過去の制度が單なる時代錯誤として殘る限りに於てはじめて無用にあらずんば有害であると云ふこと、及びこの短慮を見る實際家が動もすればマナーの權や都市團體や高利禁止令が是よりして存したところの全ての社會制度に對する彼等の否認を強調しすぎる傾があるといふことに存するであらう。（Cunningham, Grouth. vol. I., p. 15）

（一二）

一體利息授受といふ制度が疑はれる原因として、その制度の下に無力なる貧窮者が强暴なる金貸に依つて悲慘なる狀態に陷れられるからといふやうな事が擧げられる以外に今一つの理由が認められる。もし前揭の理由のみとするならば、斯の制度は現經濟組織を是認する以上、當に經濟學的に存在を許されるのみならず亦倫理的にも殆んど非難され難い。けれどもこゝに今一つ有力なる批難の理由があり得る。それは利を徵して金を借すものゝ何等勞せずして所得することである。この事實は投資の危險が少くなればなる程一層顯著になるわけである。(35)果然獨逸及墺太利の保守的社會主義論客は、貸金利子及之に類似した形態の不勞所得に對して激烈なる攻擊をはじめたのである。而て貸金利子の不當をこの立場から鳴らすものは首尾一貫して利潤の他の種類をも亦全く否認しなければならぬ何となれば借主がある金額を貸付元本として人に貸付る代りに之を以つて生產資料を買ひ入れ彼の法律上の地位を利用して等しく不勞所得を得ることが良いといふ道理はないからである。かくてこの非難は純然なる社會主義の標準に達する。洵に私有財產制度を否認することによつて徵利貸借是非論は一歩その牙城に迫つたのである。何となれば利息の存在は先づ私有財產制度をその基礎となすから。

（註三五）アントンメンガー勞働全收權史論、森戸氏譯近世社會主義思想史二一三頁以下參照

（一三）

のみならず吾々は、愈に吾れ等の經濟的活動の如何を知るが故にまた經濟事物の性質機能の

如何を知るが故に、現在實行せられて居る利息の授受を、にはかに否定はしない。否寧ろ現在の社會制度の下に於て當然の事實と觀るのであるが、然も猶時々吾人の心奥に油然としてこれを疑ふ思想が起ることを果して否定し得るであらうか。吾人のこの一面が古代神法に現はれ基督に現はれ教會禁止說に現はれたのであつて、將來も遠く何等かの形に於て吾人の他の一面―經濟的活動はその一である―と相對立して相戰ふであらう。

以上の如く考ふるが故に余は、單なる經濟事情の相異のみを以つて斯問題の發生原因と做し或は存在理由と做すは、果して如何であらうかと思ふのである。如何にも經濟事情の相違、少しくこれを具體的に云へば、資本の機能が完全に發揮せられぬ時代にあつては利息を徵するとが罪惡と考へられ得べき理由が、―或は機會が、然らざる時代に比して非常に多い。けれどもそれは否認論のバクツに與えらるゝ力の濃淡强弱に關して問題とせらるべきであつて決してこれが發生のそも〳〵の原因でも存在の唯一理由でもない。現在にあつては金が金を生むことは事實である。この事實を疑ふことは出來ぬ。けれどもこの事實の善惡を疑ふことは出來る。斯論は金が金を生むことが事實でないかどうかの點に於て發生するのではなくて金をして金を生ましめるといふ行爲の善惡を疑ふ思想である。(36)

（註三六）これを疑ひ或はこれを否定するにあたつての立場には自から相違がある。或るものは他宗教的立場より、あるものは、社會的正義觀の立場より、又あるものは社會政策的見地よりこれを爲すのである。

人性の止み難き衝動欲求の充足の爲に外界の財を得る事を必要とするものがあるとすると、これが爲めにまた必要とする手段が早くから自然に發達して來るのは當然である。貨幣の發明商業の發生畢竟は皆これである。そしてこの世界に於ては、やがて利子の存在は思想的にも是認せられるのである。されば有ゆる原始立法に於ては徵利貸借は絶對に不正なるものと考えられて居つたと見らるべきにも不拘、(37)例へばコーランの制御下に於て所謂天引の方法が流行し(Chardius IV. 157 ff. quoted by Roscher, Principles, vol. II p. 130) 紀元前一四六年の埃及に於て商業利子は年一割二分の程度であつた。而して凡てこれらの場合に於ける利率は甚だ高いのを常として居つた。然も人性の他の一面の衝動なり欲求なりそして亦異つた理想なり、從つてこれを目的とする活動なりの存在も亦否定することは出來ないであらう。徵利を否認するの論はその一のあらはれと看る。この二つのイズムか徵利貸借に關して是否相鬪ふのである。凡そ純眞無垢なる人間の狀態は、未だ必ず二次元に陷らず自然と融合し直ちに神と結合する狀態である。然も一たび智慧の果實を味つたものは必然この境地を離れて自我は靈肉の二元に分裂する。かくて分裂し乖離し幾多の試練と苦悶とを經て再びもとの純一に歸するが人間の內面的發展であらねばならぬ。而して人間の歷史はこの兩者が一伸一縮し來つた記錄であらねばならぬ。徵利行爲を是とし非とするの論も畢竟この鬪爭の表れであると觀ることによつて、はじめてその本來の面白を把持することが出來やう。

（註三七）Cliff Leslie Essay 2nd. ed. p. 244. quoted by Marshall, Principles. p. 584; Roscher, Principles, vol. II, p. 108.

（完）